第9号様式

|  |
| --- |
| 2 8 0 mm |
| 4 0 0mm | 認　　　　定　　　　書殿（芸名雅号等）文化財保護条例第6条第3項の規定により町無形文化財の保持者として認定します。年　　　月　　　日三股町教育委員会　　　　印 |

裏

|  |
| --- |
| 措置の要件保持者の住所（2人以上の場合は氏名）備　考1　次の場合は認定書を添えて届け出ること。(イ)　保持者が氏名、芸名、雅号等を変更したとき。(ロ)　保持者が死亡したとき。2　保持者の認定を解除されたときは認定書を返付すること。 |